

海外経済要録

欧洲諸国およびアフリカ

◇英國、特別預金準備率引下げ

英蘭銀行は5月31日ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行に対する特別預金準備率をそれぞれ1%および0.5%方引き下げ、昨年7月25日以前の準備率たる2%および1%に復する旨発表。本措置による特別預金解除額は77百万ポンドに上り、6月12日および18日の2度にわたって半額ずつ解除された。なお、引下げの事情などについては本文(海外経済情勢、英國)参照。

◇英國居住者の海外投資規制緩和

ロイド蔵相は5月17日、英國居住者の非スターリング地域に対する投資規制を次のとおり緩和する旨発表した。

(1) 昨年7月緊急対策実施以後、直接投資については当該投資が輸出促進に寄与し、かつ短期間に利潤を生ずるものである場合に限り許可するとの原則が適用されてきたが、今後は、前記条件を満たすものでなくとも、昨年7月以前には許可されていた直接投資で所要資金がスウィッチ・ダラー・マーケット(Hard Dollar および Soft Dollar market の総称、最近のプレミアム率 Hard D. 2½%、Soft D. 4%～4½%)、もしくは海外借入れを通じ調達される場合にはこれを認めることとする。

(2) 従来の Hard Dollar (居住者所有の米ドル、カナダ・ドル表示証券の売却代金で居住者により米ドル、カナダ・ドル表示証券のみに投資しうる)および Soft Dollar(米ドル、カナダ・ドル以外の外貨表示証券の売却代金でいかなる外貨表示証券にも投資しうる)の区分を廃止しこれを統合する。

今回の措置は、最近における国際収支改善を反映したものであるが、同時に共同市場加盟を控えて予想される証券ポンドの廢止など長期資本取引に関する為替管理緩和の第一歩をなすものとして注目されよう。

◇英國、賦払信用規制を緩和

エロル商相は6月4日下院において賦払信用規制の一部緩和を発表(6月5日から実施)。この結果、自動車を

除くラジオ、テレビ、電気冷蔵庫、洗たく機など家庭機器の最低頭金率は20%から10%へ引き下げられた(家具は従来どおり10%)。

英國の賦払信用残高は昨年7月末の968百万ポンドをピークとして以後逐月減少、本年4月末残高は883百万ポンドとなった。これに伴い関係業界から規制緩和の要望が強まり、一方本年初め予想された賦払信用利用増加もいまのところ顕現するに至っていないため今回の措置がとられたものとみられる。ただし、自動車については最近賦払信用利用が増加しており、かつ賦払信用中に占めるウェイトも大きいためその最低頭金率(20～33%、車種により異なる)は据え置かれたものである。また、賦払信用全般について、最高信用供与期間は従来どおり3年とされている。

◇西ドイツ連邦議会、自動車域内輸入関税を50%引下げ

西ドイツのフォルクスワーゲン社は、4月1日以降、国内販売価格を一律5%引き上げ、他の大手各社もこれに追随した。これに対し連邦政府はエアハルト経済相自らが価格引上げ撤回方を強く要請していたが、業界がこれを拒否したので、政府としてはこの報復措置として自動車のE E C域内輸入関税を50%引き下げ(自動車輸入価格のうち関税の占める割合は10%であったからこの引下げにより、輸入価格は5%の低下となる)、低価格の外国車を導入することによって、価格上昇を抑制する措置をとることとし関税引下げ法案を連邦議会に提出、同法案は5月22日可決、5月21日にさかのばって実施されることとなった。

◇スウェーデン中央銀行の公定歩合再引下げ

スウェーデンの中央銀行は、6月7日公定歩合を現行の4.5%から4%へ引き下げるなどを決定、6月8日以降実施した。

同行公定歩合は本年4月6日5.0%から4.5%に引き下げられたが、生産(4月中生産前年同期比1%増)および新規受注(1961年8月から1962年3月までの期間に前年同期比5%減)の動向は依然かんばしくなく、失業者(4月末29,800人、前年同月比3,400人増)も依然増加した。一方金融市場も、金・外貨準備の増加(1～4月間に225百万クローネ)により、流動性が増加し金融緩和状態が続いている。今回の再引下げはかかる情勢を背景として行なわれたものであって、これにより民間投資を促進しようとするものである。

なお、同國大蔵省は従来政府短期証券の対市中売却により市場の過剰流動性を吸収してきたが、本年5月末以

降本操作を中止している。

◇エジプト中央銀行の公定歩合引上げ

エジプト中央銀行は公定歩合を3%から5%へ引き上げ、5月15日から実施した。これは、同国の国際収支対策の一環をなすもので、5月7日に実施された対外取引にかかるエジプト・ポンドに対するプレミアム引上げ(20%→25%)および42.5百万ドルのIMF借入に続く措置である。

◇西アフリカ諸国中央銀行の設立

このほどフランスと旧仮領西アフリカ7か国(象牙海岸、ダホメ、ニジェール、オート・ボルタ、マリ、モーリタニア、セネガル)との間に通貨協定の締結に話し合意が成立した。これにより本年11月1日には、7か国共通の中央銀行として「西アフリカ諸国中央銀行(Banque Centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest)」が設立されることとなった。

新通貨協定の内容は次のとおり。

- (1) 7か国は今後ともフランスとの協調関係を維持し、相互間の通貨同盟を持続する。
- (2) 7か国内では単一の通貨「アフリカ通貨共同体(CFA)フラン」を流通させることとし、共通の発券機関として「西アフリカ諸国中央銀行」を設立する。
- (3) フランスはCFAフランに対し無制限の保証を与える。
- (4) 西アフリカ諸国中央銀行はフランス人7名、7か国人各2名から成る管理委員会により運営される(総裁にはアフリカ人を任命)。

前記7か国はいずれも1960年中に相次いで独立したが、旧アフリカ植民地諸国の中では最も親仮的なグループといわれ、独立後もフラン・ゾーンにとどまり、また「旧仮領アフリカ・フラン」がそのまま流通しているなどフランスとは從来から通貨・貿易面できわめて密接な関係にある。

◇南ア連邦における公定歩合引下げ

南ア準備銀行は6月13日公定歩合を4.5%から4%へ引き下げた。今回の引下げは最近における国際収支の好調とこれに基づく金・外貨準備の増大(5月25日残高526百万ドル、年初来増加額16百万ドル)および市中流動性の増大にかんがみ実施されたものである。ただし、本年5月上旬実施したtreasury billに対する特別割引金利の適用措置(公定歩合引下げに代わる措置として、南ア準備銀行のtreasury bill割引利率につき、公定歩合

ではなくtreasury bill平均入札レートの0.5%高い金利を適用することとした)は、当分の間存続することとなっている。

アジア諸国

◇パキスタンのAID援助受入れ

パキスタン政府は、5月11日、米国AID(国際開発局)から45百万ドルの長期・無利息の借款を受ける協定に調印した。同借款は第2次5か年計画(1960年7月~65年6月)の遂行に必要な鉄鋼製品の輸入代金に充当される。

米国は、世銀主催の対パキスタン債権国会議において、パキスタンの開発計画の第2、3年度(1961年7月~63年6月)分として、総額5億ドルの援助供与を約しており、今回の借款はその第1回目の実施である。

◇ビルマにおける外国輸入業者の登録取消し

ビルマ革命政府は、4月20日、外国商社の輸入業者としての登録を次のとおり本年10月以降取り消す旨発表した。

- (1) 現在、輸入業務を認められているすべての外国商社(従来OGI—包括輸入許可—品目に限り輸入を認められていた)の輸入業者登録は、1962年9月30日をもってこれを取り消し、10月1日以降信用状の開設を禁止する。
- (2) ただし、経過措置として①9月30日以前に開設された取消不能信用状に基づくOGI品目、あるいは②9月30日以前に船積みされたOGI品目については、1962年12月31日以前に着荷するものに限り輸入を認める。

今回の措置はビルマニゼーションの一環としてとられたものであるが、OGI品目の全輸入額に占める割合は5%程度にすぎず、従来からも外国商社の輸入はきびしく制限されていた。

◇フィリピン中央銀行、輸入保証金制度を改訂

フィリピン中央銀行は、5月22日、輸入保証金制度を改訂し、①国内の産業実需者が輸入する原材料についての保証金積立てをいっさい免除するとともに②現行輸入保証金制度適用品目の全般にわたり、下記のとおり保証金率の引下げを実施した。今回の措置は、3月6日の輸入保証金改訂(本誌3月号要録参照)に続く2回めのもので、為替制限撤廃(本年1月22日)に伴う金融引締めの手直し策として実施されたものである。

	新	旧
準必需生産財	25%	50%
準必需消費財	75	100
非必需生産財		
非必需消費財	100	150
非分類品目		

なお、従来輸入は1件100ドル以下の小額取引を除き、すべて%ベースによることとなっていたが、今次改訂とあわせて輸入保証金の積立てを要しない輸入品目の輸入については、90日以内の期間でD/PまたはD/A手形の使用を認めることになった。

◆韓国、通貨非常措置を実施

韓国政府は、6月10日、低額の銀行券、銅貨を除く大部分の通貨の使用禁止(通用禁止通貨は凍結預金とする)とデノミネーションを伴う通貨非常措置を実施、次いで16日、上記凍結預金の解除範囲を決定した。

1. 通貨非常措置

(1) 6月10日以降、現行の通貨単位ホワン(圓)を10分の1に切り下げるウォン(円)と改称し、新通貨1、5、10、50、100、500各ウォンを発行する(対外価値は従来1ドル=1,300ホワンであったから自動的に1ドル=130ウォンとなる)。

旧通貨の種類および発行高(本年2月末)

銀 行 券		銅 貨	
券種類	発行高	金種類	発行高
1,000ホワン	1,548 億ホワン	100ホワン	40.97 億ホワン
500ヶ	93	50ヶ	9.82
100ヶ	29	10ヶ	11.90
50ヶ	1		
10ヶ	9		
5ヶ	0.73		
1ヶ	0.38		
計	1,682	計	62.69

(注) 日本円換算: 1ホワン=0.277円

(2) 額面50ホワン以下の銀行券および50ホワン以下の銅貨は、6月10日から7月10日まで、額面の10分の1に該当するウォン表示の銀行券または銅貨とみなして新通貨と併用する。.

(3) 6月10日以降、上記低額通貨を除く高額通貨(100ホワン以上の銀行券および銅貨)の使用を禁止し、同時に6月9日以前の金融機関預金の引出しを禁止する。

(4) 個人ならびに法人または団体は所持している旧高額通貨(旧通貨総発行高の約98%)、小切手、手形などウォン表示の支払指示証書の明細を地方自治団体に申告し、金融機関に預入させ一応凍結する。

(5) ただし、とりあえず6月17日まで(1週間分)の生活費として1人当たり新通貨500ウォン(旧5,000ホワン、日本円換算1,385円)を限度に凍結預金からの新通貨による引出しを認める。

2. 凍結預金の解除範囲(6月18日から実施)

(1) 国家、地方団体、金融機関、5か年開発計画のための会社のいっさいの預金、ならびに6月9日以前の預金のうち期限1年以上の定期預金と金銭信託および郵便貯金などは自由預金とする。また、1年末満の定期預金は一律に3万ウォンを自由預金とし、この限度をこえる分については、特定の基準^(注1)で封鎖する(封鎖預金)。

(2) 上記を除いた一般の預金(旧通貨の使用禁止に伴う凍結預金および6月9日以前の預金の合計)は、3万ウォンを自由預金とし、この限度をこえる分については一定の比率^(注2)で封鎖する。

(3) 自由預金については、当然支払制限をしないが、封鎖預金については預金額を見合いに産業開発公社(仮称——6ヶ月以内に設立予定)の株式を交付し、年1割5分の利息を付する。

なお、今次の通貨改革は、隠退蔵資金の産業資金化とインフレーションの抑制をねらいとしたものであるが、当面経済は混乱してマヒ状態に陥っている。

(注1) 期間の長短によって25~45%(3段階)の封鎖比率を定めている。

(注2) 預金額に応じて、段階的に封鎖すべき比率を設けている。1,000万ウォンをこえる預金額は全額封鎖。